

第一号議案

名誉会員の推薦（案）

○ 提 案

長年にわたり、看護事業に功績があり、協会活動に顕著に貢献されたので、名誉会員に推薦したい。

清水 久美子 (73歳) 長野市

○ 推薦理由

1969年に厚生連篠ノ井総合病院に看護師として入職した。その後、分娩数が多い状況下の中で病院からの出向で助産師の資格を取得し、助産業務に力を注いだ。助産師学生の実習場所を引き受けて育成に協力した。看護師養成学校卒業の学生も助産師資格が取得できるコースが必要であるという地域ニーズに応え、佐久大学別科助産専攻の立ち上げに参加した。長野県看護協会活動においては、1981年長野県支部設立の初代助産師職能理事として、助産師職能が抱える課題解決のための体制づくりを行った。現在まで52年にわたり、助産師はじめ看護職の育成への貢献と協会の発展に尽力した功績は大きい。

【看護活動】

1998年より看護部長就任、2008年に退任するまで39年にわたり厚生連篠ノ井総合病院で看護師及び助産師として活躍した。助産師が配置されている病院がまだ少ない時代の中で、助産師学生の実習病院となり育成に尽力した。

地元医師会と共に佐久大学に別科助産専攻の設置に向けて取り組み、助産師を目指す看護師の門戸を広げた。2009年別科専攻講師、2013年別科専攻別科長及び教授就任、2018年の退任まで多くの助産師を育成し、佐久大学客員教授として現在に至っている。夫婦・親子等家族を見護の対象として大切にしたいという想いが助産師活動の根幹であった。

【看護協会活動】

長野県看護協会会員歴は51年にわたる。1981年長野県支部設立の初代助産師職能理事として、小委員会の設置や支部職能委員会では助産師不足や開業権等の問題を検討した。地域で安心して分娩できる体制づくりのために、長野県が取り組む助産師活用支援事業にコーディネーターとして参画し病院訪問を行い現場の支援を行っている。

【地域活動】

地域においても看護の力を活かし2013年より民生児童委員として活動している。また、学校や公民館などからの要請に応じ健康講話に出向いている。

(略歴)

長野県立軽井沢高等学校卒業

信州大学医学部附属助産師学校卒業

(表彰歴)

日本看護協会長表彰・長野県知事表彰・長野市長表彰・長野県看護協会長表彰

第二号議案

定款改正 公益社団法人長野県看護協会 会員種別「賛助会員」の新設（案）について

○ 提案理由

看護職に限られている本会会員規定を、本会の目的に賛同する個人、法人に広げ、本会事業の充実に資するため、定款第5条他関係条文を改正し、会員の種別「正会員」「名誉会員」に加え、新たに「賛助会員」を設けたい。

○ 提案の内容

1 目的

現行定款で看護職に限られている会員の種別に「賛助会員」を新設し、本会の目的である、「看護の質の向上、安心して働き続けられる環境づくりの推進、看護領域の開発・展開」に賛同する個人、法人を「賛助会員」として加えることで、それらの者との連携・協働を勧め、本会事業の充実を図る。

定 款

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員 (略)

(2) 名誉会員 (略)

(3) 賛助会員

本会の目的に賛同し援助する個人又は法人もしくは法人格のない団体で、会長が推薦し、理事会で承認された者。(新設)

(入会金及び会費)

第7条 (略)

2 賛助会員は、別に定める賛助会員規程に基づき、賛助会費を納入しなければならない。(新設)

(除名)

第9条 (略)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、賛助会員を除名する場合については、賛助会員規程に定める。(新設)

2 施行年月日

2021年 月 日 (定時総会議決日)

公益社団法人長野県看護協会 定款の一部改正(案)について

現 行	改 正 案	説 明
第3章 会 員 (種 別)	第3章 会 員 (種 別)	
第5条 本会の会員は、次の2種とする。 (1) 正会員 ア 保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下「看護職」という。)であって、長野県内に在住又は勤務するもので本会の目的に賛同して入会した者(ただし、名誉会員は除く)。 イ アの正会員であった者で、日本国内に在住又は在勤せず、本会への加入の継続を希望した者(ただし、名誉会員は除く)。 ウ 日本国内に在住又は在勤せず、イに準じる者として本会が認めた者(ただし、名誉会員は除く)。 (2) 名誉会員 看護事業に顕著な功績があり且つ、本会に功劳があった看護職で、理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認された者。	第5条 本会の会員は、次の3種とする。 (1) 正会員 ア 保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下「看護職」という。)であって、長野県内に在住又は勤務するもので本会の目的に賛同して入会した者(ただし、名誉会員は除く)。 イ アの正会員であった者で、日本国内に在住又は在勤せず、本会への加入の継続を希望した者(ただし、名誉会員は除く)。 ウ 日本国内に在住又は在勤せず、イに準じる者として本会が認めた者(ただし、名誉会員は除く)。 (2) 名誉会員 看護事業に顕著な功績があり且つ、本会に功劳があった看護職で、理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認された者。 (3) 賛助会員 <u>本会の目的に賛同し援助する個人又は法人もしくは法人格のない団体で、会長が推薦し、理事会で承認された者。</u>	賛助会員を新設し3種の会員とする。
2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。	2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。	本会の目的に賛同し援助する意思のある個人、法人を会員とすることで、本会事業の充実を図るため、賛助会員を新設する。
(入会金及び会費)	(入会金及び会費)	
第7条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。	第7条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。	

現 行	改 正 案	説 明
	<p><u>2 賛助会員は、別に定める 賛助会員規程に基づき、 賛助会費を納入しなければならない。</u></p> <p>(除名)</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会においてすべての正会員の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。 (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他の正当な事由があるとき。 <p>2 除名の決議を行う場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えるなければならない。</p> <p>3 除名が決議されたときは、その会員に対して、除名の理由を明らかにし、直ちにその旨を通知しなければならない。</p>	賛助会員の会費納入規程を定める。
	<p>(除名)</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会においてすべての正会員の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。 (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他の正当な事由があるとき。 <p>2 除名の決議を行う場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えるなければならない。</p> <p>3 除名が決議されたときは、その会員に対して、除名の理由を明らかにし、直ちにその旨を通知しなければならない。</p> <p><u>第9条の2 前条の規定にかかわらず、賛助会員を除名する場合については、賛助会員規程に定める。</u></p>	
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この定款は、平成24年6月23日から施行する。</p> <p>2 この定款は、平成28年6月18日から施行する。 ただし、平成28年度分会員資格における会員資格喪失事由は、改正前定款第10条の規定を適用する。</p> <p>3 この定款は、平成29年2月11日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この定款は、平成24年6月23日から施行する。</p> <p>2 この定款は、平成28年6月18日から施行する。 ただし、平成28年度分会員資格における会員資格喪失事由は、改正前定款第10条の規定を適用する。</p> <p>3 この定款は、平成29年2月11日から施行する。</p> <p><u>4 この定款は、2021年6月 日から施行する。</u></p>	会員に新たに賛助会員が加わるため、賛助会員の除名に関する規程を設ける。
		定時総会承認日をもって施行日とする。

第三号議案

2021年度改選役員及び推薦委員の選出について

改選役員・推薦委員候補者一覧

○ 提 案

1 定款第23条(役員の選任)第1項「理事及び監事は、総会の決議によって選任する。」による。

役員候補者

候補役員名	氏名	職種	施設名	備考
副会長	山本 かづ子	保	東筑摩郡生坂村(自宅)	新
常務理事	両角直子	看	公益社団法人長野県看護協会	新
地区理事	吉浦里香	看	まつもと医療センター	新

○ 提 案

2 定款施行細則第25条第4項「推薦委員は、総会において、正会員から選任する。」による。

推薦委員候補者

氏名	職種	施設名
北原春代	保健師	伊那市役所
塩澤直子	看護師	北信総合病院
吉田まち子	助産師	松本市立病院
米村千恵子	看護師	千曲荘病院

第四号議案

2022年度日本看護協会代議員及び予備代議員の選出について

○ 提 案

代議員は日本看護協会からの委託を受けて県協会が選出し、2021年度日本看護協会通常総会に出席して選挙権、議決権を行使する。選出は、公益社団法人日本看護協会定款第4章および定款細則第5章の定めによる。

代議員（14名）

	氏名	職種	勤務先	役職名
1	山本 かづ子	保		
2	唐沢 清子	看	南長野医療センター篠ノ井総合病院	副会長
3	土屋 恭子	看	公益社団法人長野県看護協会	専務理事
4	両角 直子	看	公益社団法人長野県看護協会	
5	中村 杏子	保	飯島町役場	職能理事
6	本藤 美奈子	助	長野県立病院機構本部事務局	職能理事
7	林 文子	看	岡谷市民病院	職能理事
8	小林 清江	看	くろさわ病院	職能理事
9	朝倉 和子	准看	千曲中央病院	准看護師理事
10	水内 豊	看	川西赤十字病院	地区理事
11	山崎 豊	看	諏訪湖畔病院	地区理事
12	熊谷 和夫	看	下伊那厚生病院	地区理事
13	角田 早苗	看	北アルプス医療センターあづみ病院	地区理事
14	宮崎 ゆか	看	長野県立病院機構本部事務局	地区理事

予備代議員（14名）

	氏名	職種	勤務先	役職名
1	尾美友子	保	長和町（自宅）	監事
2	小坂晶巳	助	相澤病院	教育委員長
3	齋藤 紀代美	看	県立こころの医療センター駒ヶ根	広報出版委員長
4	細萱信予	保	佐久総合病院	認定看護管理者教育課程運営委員
5	小原 真理子	看	清泉女学院大学看護学部	学会委員長
6	金子秀夫	看	相澤病院	災害看護委員長
7	戸谷佳美	看	県立信州医療センター	医療安全委員長
8	小泉育子	看	北信総合病院	看護職の働き方改革推進委員長
9	青柳美幸	准看	丸の内病院	看護師職能委員 I
10	田中栄智	看	信州上田医療センター	地区理事
11	竹内玲子	看	県立こころの医療センター駒ヶ根	地区理事
12	赤堀由可利	看	県立木曽病院	地区理事
13	吉浦里香	看	まつもと医療センター	
14	牧野由香里	助	北信総合病院	地区理事